

渡島檜山国有林の 地域別の森林計画書

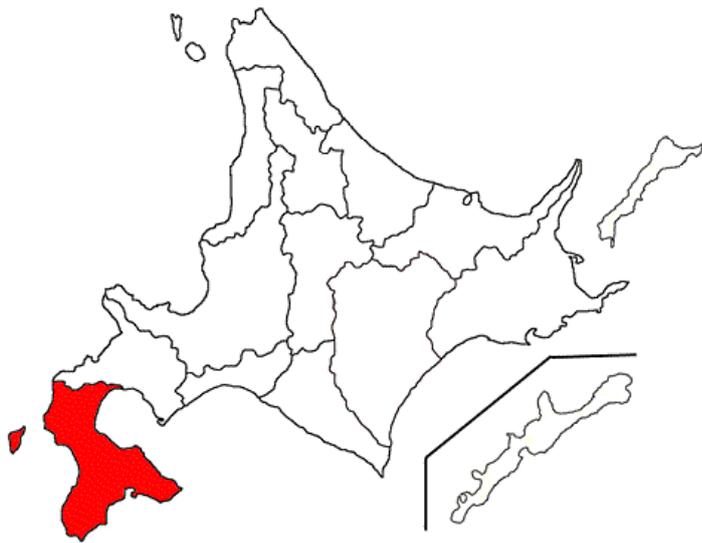
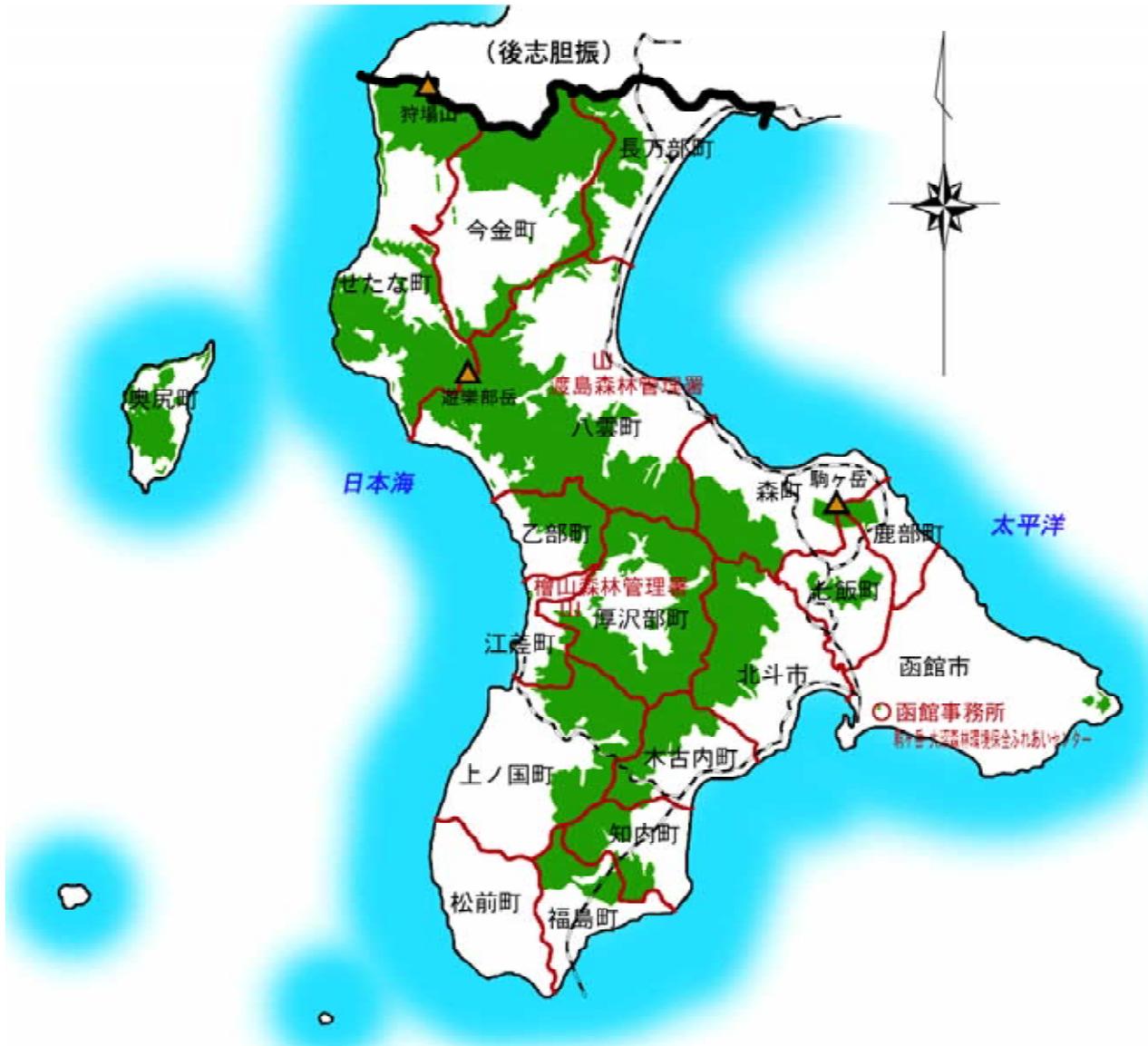
(渡島檜山森林計画区)

計画期間 { 自 平成22年4月 1日
至 平成32年3月31日 }

樹立年月日：平成21年12月25日

北海道森林管理局

渡島檜山森林計画区の位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森林計画区界	
市 町 村 界	
森林管理署等	

は し が き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、渡島檜山森林計画区に係る国有林について、森林の有する機能別の森林の所在及び面積、並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

目 次

計 画 の 大 綱	
1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ -----	1
(1) 位 置	
(2) 自然的背景	
(3) 社会経済的背景	
(4) 森林・林業・木材産業の概況	
2 計画樹立に当たっての基本的考え方 -----	2
計 画 事 項	
1 計画の対象とする森林の区域 -----	4
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	4
(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	
(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(3) その他必要な事項	
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	8
(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項	
(2) 伐採立木材積	
(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	
4 造林面積その他造林に関する事項 -----	11
(1) 造林に関する基本的事項	
(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	
(3) その他造林に関する必要な事項	
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項 -----	13
(1) 間伐及び保育に関する基本的事項	
(2) 間伐立木材積	
(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項	
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 -----	15
(1) 公益的機能別施業森林の区域	
(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	
(3) その他必要な事項	
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 -----	16
(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
(4) その他必要な事項	

8	森林施業の合理化に関する事項	17
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保	
	(2) 林業機械の導入の促進	
	(3) 作業路等の整備	
	(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備	
	(5) その他必要な事項	
9	森林の土地の保全に関する事項	18
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(4) その他必要な事項	
10	保安施設に関する事項	18
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
	(4) その他必要な事項	
11	その他必要な事項	19
	(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
	(2) 森林の保護及び管理	
	(3) その他必要な事項	
別表		
別表1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	27
別表2	計画期間において達成し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	28
別表3	伐採立木材積	28
別表4	人工造林及び天然更新別の造林面積	28
別表5	公益的機能別施業森林の区域	29
別表6	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	29
別表7	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法	31
別表8	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	32
別表9	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	33
別表10	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	33
10-1	保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	
10-2	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	
10-3	計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	
別表11	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	33
別表12	治山事業の数量	33
別表13	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	34

計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ

(1) 位置

北海道の南西部に位置し、渡島支庁及び檜山支庁の区域と重なっている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区は、北は狩場山地を境に後志胆振森林計画区に接し、渡島半島を囲むように日本海側から噴火湾に至るまで非常に長い海岸線を有している。山地は、本森林計画区の北縁に渡島半島最高峰の狩場山（1,520m）、第2峰の遊楽部岳（1,275m）の高峰があるが、脊梁部は、400m～1,000m程度の比較的標高の低い山地が位置している。

北部に日本海側に西流する清流で知られる後志利別川、太平洋側には、噴火湾に東流する遊楽部川が大きな河川となっている。

イ 地質及び土壌

地質は、先白亜系の上礫層群・松前層群の堆積岩と花崗岩類を基底としてグリーンタフ系の火山噴出物に富む新第三系堆積物がそれらと不整合に關係して直接基盤岩類を広く覆っている。

土壌は、山地帯は褐色森林土が広く分布し、山頂緩斜面の発達する亜高山域等では暗色系褐色森林土が見られる。

また、亜高山帯の風衝地、山地帯のやせ尾根などには、ポドゾル化土壌が見られる。

特に、駒ヶ岳、渡島大島などの火山活動による火山放出物未熟土壌が広く分布し、森林の保全管理上で留意する必要がある。

ウ 気候

気候は、対馬海流の影響を受け、北海道の中では、全般的に寒暖の差が少なく比較的温暖な気候となっている。夏季の多雨傾向など、季節ごとの降水量の傾向、積雪の深さなどから、日本海側の気候区分に位置づけられている。

(3) 社会経済的背景

ア 市町村の構成

2市16町から構成され、国有林は2市15町に所在している。

イ 人口

人口は、約496千人（平成17年国勢調査）で、全道の8.8%となっている。

ウ 産業

農業は、北海道農業の発祥の地として、水稻、馬鈴薯、野菜類を中心とした生産が営まれているほか、温暖な気候を生かした園芸作物生産が盛んでトマト等全道で有数の生産量を誇っている。また、酪農、肉用牛の生産、養豚等の畜産が営まれており、地域の特色を生かした取組が行われている。

漁業は、日本海、津軽海峡、太平洋・噴火湾と特性の異なる3海域に面し、イカ、マス等の漁船漁業、ウニ、アワビ等の浅海漁業、コンブやホタテの養殖など、多様な漁業が営まれている。

観光は、大沼国定公園をはじめ5つの自然公園、全道の約2割弱の箇所数を占める温泉、歴史的名勝、多くの森林・渓谷、山岳等が、レクリエーションの場などとして活用されている。

(4) 森林・林業・木材産業の概況

ア 森林・林業

森林面積は、総土地面積の約81%の530千haで、全道森林面積の約10%を占めている。このうち、国有林は、256千haとなっている。

ブナ及びヒバの北限地帯であるとともに、トドマツの南限地帯とも重なっており、本森林計画区の森林帯を特徴づけている。また、計画区全体の人工林率は約29%で、人工林面積は約151千haとなっており、我が国においてスギ造林が普及している地域の北限となっている。

イ 木材産業

平成20年度の製材の原木消費量は全道の約4%を占める130千m³で、このうち針葉樹が約94%、広葉樹が約6%となっている。また、製材出荷量は全道の約7%を占める68千m³で、用途別では建築材が約56%となっている。

チップの原料消費量は全道の約4%を占める101千m³で、このうち針葉樹が約60%、広葉樹が約40%を占めている。

ウ 林業事業体等の現況

森林組合は、平成19年度末現在で、渡島支庁管内に9組合、檜山支庁管内に5組合が組織されており、組合員数はそれぞれ3,067人、1,919人となっている。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、木材等の林産物の供給等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、保健・文化・教育的な利用や良好な生活環境の保全とともに、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止への寄与、生物多様性の保全等に対する森林の役割への期待が高まっている。

北海道の森林は、これらの役割を果たすことはもとより、北海道の美しく雄大な景観の形成、豊かな野生生物の生息・生育環境の確保の上で大きな役割を果たしている。

とりわけ、北海道の総土地面積の約39%、森林面積の約55%を占める国有林の果たすべき役割が大きなものとなっている。

このような森林の果たす様々な機能の高度発揮に対する国民の期待の高まりに応えるとともに、流域を単位として、地域の特色ある森林づくりを進めていくこととし、「京都議定書目標達成計画」及び「美しい森林づくり推進国民運動」等を展開することを通じて、民有林と国有林が連携し、森林の整備及び保全を進めていくこととする。

なお、森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育していることから、多様

な林齢の森林を造成すること等、それらの生態系の保全に配慮した施業が、生物多様性の保全につながることに十分留意する。

特に、本森林計画区では、以下のような森林づくり等について取り組んでいくものとする。

本森林計画区の国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業や水産業の振興に資する観点で重要な役割を担っている。また、急峻な地勢や狭隘な半島を要因として、海岸部の森林や生活域に隣接した森林を多く抱えており、さらには、火山放出物が広く分布していることから、土砂の流出・崩壊等による山地災害の防止の観点からも重要な役割を担っている。このため、河川流量を平準化し、渇水や洪水を緩和するとともに、土砂や濁水の流出を防止するなど、森林の有する水源かん養機能及び山地災害防止機能の持続的発揮に向けた森林の整備及び保全を推進する。

森林の生物多様性を保全するに当たっては、森林に対する社会的ニーズや立地条件、森林生態系の生産力や復元力に応じた適切な森林施業を組み合わせることなどにより、全体として森林生態系の種及び遺伝子の保管庫としての機能が最大限に発揮されることに留意しつつ、森林の整備及び保全を推進する。

ア 国の天然記念物に指定されているクマゲラ及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカ等の生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。

イ 本森林計画区では、保護水面等の河川の上流域に一定のまとまりを有する国有林が所在しているところも多いことからモデル河川流域において、水生生物の生息・生育環境の保全のため、溪流沿いの保護樹帯の確保、針広混交林化・複層林化、未立木地への植栽、皆伐の回避等に努めることとするとともに、必要な施設整備については、低ダム群工法等により、魚類等の生息・生育環境に配慮することとする。

ウ 北限のブナを含む渡島半島国有林野内のブナ保護林について、より健全な交配や特徴的なブナ林の保護を図るため、周辺林分の現況等を勘案して保護林の拡充を検討する。

森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、若・壮齢級の人工林における間伐並びに増加する高齢級の人工林における複層林施業等を積極的に推進する。

計画の効率的な実行を図り、地域の一体的かつ総合的な森林整備及び保全を図るため、民有林・国有林間で密接な連絡調整を図る。

計 画 事 項

1 計画の対象とする森林の区域
市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		2 5 5 , 7 4 3 . 6 2	
市 町 村 別 内 訳	函 館 市	4 4 4 . 7 2	
	北 斗 市	1 7 , 9 9 2 . 9 8	
	松 前 町	0 . 0 0	
	福 島 町	6 , 4 5 0 . 0 2	
	知 内 町	9 , 1 0 8 . 5 7	
	木 古 内 町	1 0 , 9 3 6 . 2 3	
	七 飯 町	3 , 4 6 3 . 8 2	
	鹿 部 町	1 , 5 8 3 . 2 9	
	森 町	1 1 , 3 9 3 . 2 0	
	八 雲 町	5 0 , 0 5 2 . 5 4	
	長 万 部 町	1 2 , 6 4 4 . 7 6	
	江 差 町	3 , 0 4 0 . 3 6	
	上ノ国町	1 9 , 0 3 8 . 5 8	
	厚 沢 部 町	3 0 , 0 5 4 . 2 2	
	乙 部 町	8 , 8 2 4 . 3 6	
	奥 尻 町	6 , 5 3 4 . 6 7	
今 金 町	2 6 , 9 2 5 . 7 5		
せ た な 町	3 7 , 2 5 5 . 2 2	官行造林98.91ha含む。	

- 注 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。
 2 森林計画図は、北海道森林管理局計画課、渡島森林管理署及び檜山森林管理署に備え置く。
 3 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表 1 のとおり定める。

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を高度に発揮する上で望ましい森林の姿は、次のとおりである。

(ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林とする。

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林とする。

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林とする。

(I) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、貴重な野生生物の生息・生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林とする。

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林とする。

イ 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の森林の整備及び保全の目標に向け、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとする。

この区分を踏まえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や病虫害及び野生鳥獣等による被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るとともに、森林の立木及び下層植生の状況等を全国を統一した手法に基づき把握・評価する森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

また、森林の管理経営に欠くことのできない施設である林道の整備に当たっては、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道の配置状況等を考慮し、農山村地域の振興にも資する整備に努めるとともに、既設の林道については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備を図ることとする。その中で、流域保全の観点から、関係機関が連携した取組等を通じて、山地災害の減災に向けた事業の実施を図る。その際、環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努める。

なお、森林の整備及び保全の推進を図るに当たっては、多種多様な生物の生息

・生育地として生物多様性の保全や国民のニーズ等に十分配慮するとともに、森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、間伐等の森林整備の着実な実施や保安林等の適切な管理・保全等により、吸収源・貯蔵庫としての機能の発揮を確保し、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の確保に貢献できるよう努める必要がある。

重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

(ア) 水土保持林

水土保持林は、災害に強い国土基盤の形成又は良質な水の安定的供給を確保する観点から、特に水源かん養機能又は山地災害防止機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、地形・地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を促進するため、適切な保育・間伐等を推進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る。また、立地条件に応じて、天然力も活用した施業を推進することとする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工や土留工等の施設の設置を推進することとする。

(イ) 森林と人との共生林

森林と人との共生林は、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る観点から、特に生活環境保全機能又は保健文化機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を重視することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健、風致の保存等のため保安林の指定やその適切な管理、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進することとする。

(ウ) 資源の循環利用林

資源の循環利用林は、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的に供給する観点から、特に木材等生産機能の発揮を重視する

上記2つの区分以外の森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、木材資源の持続的な循環・利用を図るための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集約化等を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

森林整備の区分別対象面積

単位 面積：ha

区 分	面 積	構成比
総 数	2 5 5 , 7 4 3 . 6 2	1 0 0 %
水 土 保 全 林	1 9 8 , 2 0 5 . 6 5	7 8 %
森林と人との共生林	5 6 , 6 4 3 . 7 3	2 2 %
資源の循環利用林	8 9 4 . 2 4	0 %

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり定める。

(3) その他必要な事項

ア 水源かん養機能等の持続的発揮に向けた森林整備

河川の上流域に位置する国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業及び水産業の振興等に資する観点で、特に水源かん養機能及び山地災害防止機能の発揮への期待が高い。

このため、将来の森林の姿を見据えた面的な広がりでの森林を取り扱うことに留意して、

将来とも育成単層林として維持していく林分については、資源の循環利用も考慮した帯状伐採等の施業

将来、育成複層林に誘導していく林分については、複層林、針広混交林等の誘導に向けた下層の光環境の確保、下層植生等の導入・育成に配慮した施業等を行っていくものとし、流域全体で水源かん養機能及び山地災害防止機能が持続的に発揮されることを目指すものとする。

特に、それぞれの施業目的に応じた間伐については、地球温暖化防止にも貢献することから積極的に取り組むこととし、路網を基幹として施業の集約化等を推進し、森林資源の有効利用を進めていくものとする。また、地域との連携・協働による水源林整備も積極的に進める。

なお、取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所については、特に留意し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、溪流沿いについては、溪流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、おおむね50m以上の保護

樹帯を設置する。

イ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

国の天然記念物に指定されているクマゲラ及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカ等の生息環境の保全を図るため、これらの生息状況に応じた森林施業を推進する。

ウ 生物多様性の保全の推進

渡島半島一帯は、自生するブナ、ヒバの北限地帯であり、また、奥尻島にはブナを主体とする天然林が存在する。このため、これらの天然林について生物多様性の保全にも留意しつつ、保護林の拡充等の検討を行うとともに、ブナ、ヒバの生育状況等を考慮して適切な森林施業に努めるものとする。

エ 水生生物に配慮した施業

モデル河川流域において、溪流沿いの保護樹帯の確保、針広混交林化・複層林化等、魚類等の水生生物の生息・生育環境に配慮することとする。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

主要な樹種の標準伐期齢は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラマツ	30
	スギ	50
	その他針葉樹	40
	カンバ、ドロノキ、ハンノキ その他広葉樹	30 40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	” 広葉樹	80
	主として萌芽によって成立する広葉樹	25

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、2の(2)「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体

系等からみて、人工造林等により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。
また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して多様化等を図ることとし、生産目標とする径級に達した林齢以上で伐採することとする。

なお、人工林の主要な樹種の主伐時期は、次のとおりとする。

樹 種	生産目標	目標径級 (c m)	主伐時期 (伐期齢・年)
トドマツ	一般材	22 ~ 38	65
アカエゾマツ、エゾマツ	〃	22 ~ 38	80
カラマツ、グイマツ	〃	22 ~ 38	50
スギ	〃	22 ~ 38	55
その他針葉樹	〃	22 ~ 38	60

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

- a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。
また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。
 - (a) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。
 - (b) 複層伐等による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。
 - (c) 林地の保全、雪崩・落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、生態系の維持及び野生生物の生息・生育環境の保全等に考慮する必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置すること。

(d) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚幼樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

a 主伐については、育成複層林施業に準じることとする。

b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(I) 保安林等における施業

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

ア 伐採、搬出、素材の集積等に当たっては、土砂の流出が生じないよう十分配慮するとともに、枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう木材の流出防止等に必要な措置を講ずる。

イ 水源かん養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、育成複層林施業を積極的に推進することとし、人工林において針広混交林等に誘導するために行う抜き伐り及び小面積区域伐採、高齢級の常時複層林へ誘導するための上層木の抜き伐り等を実施する。

ウ 伐採箇所の選定に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮する。

エ 保護水面等の溪流沿いに存する人工林においては、大面積の皆伐は避け、保護樹帯等を設け針広混交林化を図るよう努める。

オ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱いは次のとおりとする。

(ア) クマゲラ

営巣木が確認された場合は、営巣木を中心に、おおむね半径50m以内を営巣木保護区域、おおむね半径500m以内を緩衝区域として設定する。

営巣木保護区域においては、産卵・抱卵・育雛期間(4~6月頃)は立ち入りを控え、極力騒音の発生の防止に努める。

緩衝区域においては、択伐及び間伐を原則とし、皆伐が必要な場合は面積5ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針の制定について」(平

成 18 年 6 月 29 日付け 18 北計第 27 号)による。

(イ) クマタカ・オオタカ

営巣木が確認された場合は、クマタカについては営巣木から半径 500 m 以内、オオタカについては半径 250 m 以内の営巣中心域を設定する。また、クマタカ・オオタカともに、営巣木から半径 2 km 以内の高利用域を設定する。

営巣中心域のうち、営巣木から半径 50 m 程度は、原則として伐採は行わない。

営巣中心域では、営巣の確認のため以外は入林せず、間伐等の実施は非営巣期(クマタカ：9～1月、オオタカ：8～2月)に行い、皆伐が必要な場合は 1 ha 以下として、更新後の平均樹高が 10 m に達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

採餌場の確保に配慮するため、高利用域内の人工林において皆伐を行う場合には、面積を 5 ha 以下にするとともに、分散配置に努める。

具体的な取扱いは、「クマタカ、オオタカ生息森林の取扱い方針の制定について」(平成 19 年 3 月 28 日付け 18 北計第 147 号)による。

また、このほかの希少野生生物(「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」に基づき定められている希少野生動植物種や環境省レッドデータブックに掲載する種など)についても、その生息・生育の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定するものとする。

また、育成複層林施業を導入する林分については、自然的条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

天然更新補助作業については、自然的条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種とする。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を基準とするが、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。

樹 種	基準本数(本 / ha)
トドマツ	3 , 0 0 0
アカエゾマツ、エゾマツ	3 , 0 0 0
カラマツ、グイマツ	2 , 5 0 0
スギ	3 , 0 0 0
広葉樹	4 , 0 0 0
クロマツ(海岸林)	1 0 , 0 0 0
その他針葉樹	3 , 0 0 0

注) 複層林施業における植栽本数は、上層木の配置状況により、有用天然木を含め概ね1,500～2,000本を目安とする。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

人工造林は、気象その他の立地条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。また、天然力の活用に配慮しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況に応じ、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、春又は秋とするが、極力乾燥期は避けるなど現地の実況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

なお、人工下種は、自然的条件等天然更新が期待できない箇所、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

a 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため刈払い等を実施する。

b 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度地表処理を行う等により確実に更新を図る。

c 植込み及びまき付け等

天然稚幼樹の生育状況や天然下種更新の可能性を考慮し、必要な場合は、

植え込み、まき付けを行う。

なお、広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。

また、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

(3) その他造林に関する必要な事項

ア 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。

イ 水生生物に配慮した施業

保護水面等の溪流沿いに存する未立木地においては、必要に応じて植え込みや天然更新補助作業により更新を確保するよう努める。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

間伐は、樹冠がうっ閉状態に達した林分において、その健全化と利用価値の向上を図ることを目的として、林木間の競合を緩和し併せて資源の有効利用を図るために行う。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械を活用するなど効率的な施業の実施を図るものとする。

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2回	3回		
トドマツ	7 齢級 (31～35年)	9 齢級 (41～45年)	1 1 齢級 (51～55年)	列状、定性、定量、上層間伐のうち最も適した方法を選択。	35%を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	8 齢級 (36～40年)	1 1 齢級 (51～55年)	1 4 齢級 (66～70年)		
カラマツ、グイマツ	4 齢級 (16～20年)	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)		
スギ	5 齢級 (21～25年)	7 齢級 (31～35年)	9 齢級 (41～45年)		
その他針葉樹	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)	1 0 齢級 (46～50年)		
広葉樹	6 齢級 (26～30年)	9 齢級 (41～45年)	-		

イ 保育の標準的な方法

(ア) 保育の種類

下刈、つる切、除伐等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全化と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

(イ) 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりである。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈	スギ																	
	カラマツ																	
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ																	
つる切・除伐	スギ																	
	カラマツ						←											
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ									←								

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈りの は1回刈、 は2回刈を示す。

トドマツ等の下刈で、8年目については必要な箇所に応用する。

3) つる切、除伐の - は標準年次と範囲を示している。

4) は、道南地方で、くずつる等の繁茂が著しい箇所に適用する。

(ウ) 保育の作業方法

a 下刈

目的樹種の成長に必要な陽光を与えることを主眼とし、植栽木の高さ及び植生の状態により、適切な方法を採用することとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる類の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

c 除伐

植栽後発生した天然木が目的樹木と競合し、その生育が阻害される場合に実施するが、実施に当たっては目的樹種の中の形質不良木も伐倒するとともに、つる類の繁茂状況を勘案し、極力つる切りと併行させ効率的に実施する。

なお、植栽木と天然木の成長関係及び将来の利用価値等を勘案し、有用天然木は積極的に育成していく。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 国土の保全等公益的機能を高度に発揮させつつ資源の有効活用を進める観点から、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、人工林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進する。このため、できる限り簡易で壊れにくい作業路による路網整備を進めるとともに、ハーベスタ等高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率の作業システムによる間伐の普及を推進する。

イ 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、人工林における間伐等を推進する。

ウ 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮する。

エ 保護水面等の溪流沿いに存する育成単層林の間伐に当たっては、下層植生等の繁茂により公益的機能の向上が図られるようやや疎仕立てで行い、将来的には針広混交林へ誘導を図るものとする。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保持林」の区域

水土保持林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域
該当林分なし。

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保持林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、複層状態等の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を計画的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、林地の安定化を考慮した造林、保育、間伐や複層状態の森林への誘導の際には、立地条件や国民のニーズ等に応じ、広葉樹の活用による針広混交林化を推進することとする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場として利用される森林については、快適な森林環境や優れた自然景観を保全し、又は創出するため、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業等の推進に努める。

なお、森林レクリエーション施設周辺の森林については、快適な森林環境の維持等を図るため、保育、間伐等を適切に行うものとする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域
における施業の方法
該当林分なし。

(3) その他必要な事項

特になし

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の路網については、効率的な森林施業や森林の適切な管理経営に欠くことのできない施設であり、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、民有林・国有林一体となった効率的な整備を図っていくこととする。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障が生ずる林分とする。

更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法については、別表7のとおり定める。

(4) その他必要な事項

ア 針広混交林等多様な森林の整備を効率的に行うため、計画的な林道の整備と併せて作業道の作設を進める。

特に、育成複層林施業の導入等により継続的な施業の実施が見込まれる森林については、きめ細かい施業を積極的に実施するための作業道の作設を進める。

イ 林道の開設に当たっては、林道規程に基づく規格構造を遵守するとともに、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の防止施設を設置する。また、林道通行に対する安全確保のために必要な標識等の交通安全施設の整備に努める。

ウ 適切な林道の維持管理を行い、林道の機能の保全及び向上に努める。

エ 林道工事の実施に当たっては、3の(3)のオにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的な発注、経営の安定強化のための指導、機械化の促進等の指導を図る。

これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

(2) 林業機械の導入の促進

生産供給体制の整備を図るため、チェンソーとトラクタによる従来型の作業システムに加え、高性能林業機械を中心とした新たな作業システムを定着させるためにフィールドの提供等を行う。

(3) 作業路等の整備

育成複層林等多様な森林の造成と効率的な森林施業の推進を図るため、作業路等

の計画的整備に努めるものとする。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備

流域森林・林業活性化協議会等への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

(5) その他必要な事項

民有林と連携した流域管理システムの下で、計画的な木材供給の推進、森林施業の共通化など、森林整備、生産、加工流通等各段階における取組を一体的かつ効率的に実施し、流域森林・林業の活性化に資することとする。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表8のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障を及ぼす林分とする。

森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法については、別表9のとおり定める。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更に当たっては、目的に応じて、その規模、態様等について、実施地区及び周辺の状況、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。

特に、作業路等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、溪流沿いの集材路等の設置は、極力避けるものとする。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工など必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

(4) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壌緊縛力を強化するため、育成複層林施業等を推進することとする。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等については、別表 10 のとおり定める。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等については、別表 11 のとおり定める。

(3) 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の種類別及び箇所別の数量については、別表 12 のとおり定める。

(4) その他必要な事項

ア 治山工事の実施に当たっては、3 の(3)のオにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

イ モデル河川流域、保護水面等の溪流において、防災上の観点から治山施設を整備する必要がある場合は、天然素材を利用した工作物の設置を検討するとともに、サケ、マスなど水生生物の遡上に配慮した工法の採用に努めるものとする。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 制限林の所在及び面積

法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積並びに施業方法については、別表 13 のとおり定める。

イ 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林ごとに定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

(ア) 主伐の方法

a 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。

b 伐採方法は、以下の3区分とする。

(a) 伐採種を定めない(皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの)

(b) 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で、単木の又は10m未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が0.05haを超えないもの)

(c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

(イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。

b 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。

- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければならない。
- d 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
- e 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。(指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。)

(ウ) 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の材積を超えないものとする。

(I) 植栽の方法、期間及び樹種

- a 伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。
- c 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

ウ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種特別地域	(1) 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。
第二種特別地域	(1) 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。 (5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。 (7) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

エ 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
史跡名勝天然記念物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

オ 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け39林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
鳥獣保護区 特 別 保 護 地 区	(1) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 (2) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 (3) その他の森林にあつては伐採種を定めない。 (4) 地域別の森林計画の初年度以降5年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 (5) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

カ その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

キ その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

レクリエーション等を目的とした森林の保健・文化・教育的利用をはじめとして、森林の有する多面的な機能の発揮に対する期待が高まっており、この期待に応えるために、森林の適正な保護と管理が重要となってきた。

森林に対する被害としては、気象害、病虫獣害、山火事等があるが、特に、山火事は、都市近郊林、自然公園等、利用者の多い地域に発生しており、森林巡視等による適切な森林管理を行う。

また、病虫獣害等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。なお、近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく「特定鳥獣保護管理計画制度」を受けて北海道が策定した「エゾシカ保護管理計画」に基づく個体数調整に協力し、被害の防止に努めるとともに、平成20年2月の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の施行を受けて、市町村における被害防止対策実施のための被害防止対策協議会に参画する中、関係機関等と連携を図り、生息状況、被害動向等について情報収集等を行うこととする。

なお、森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進する。

イ 森林の巡視に関する事項

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施するとともに、森林の産物の盗採等の森林法違反行為及び廃棄物等の不法投棄の未然防止並びに森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みが集中し、植生が荒廃するおそれの高い地域では、植生保全のための巡視や一般入林者に対するマナー啓発などの活動を実施する。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を防止するため、春先の乾燥時期には林野巡視を強化するとともに、保護標識等を設置して一般入林者に対する普及啓発を図る。

植生荒廃が確認された森林については、植生の復元や標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、裸地化防止措置等を行うものとする。

(3) その他必要な事項

ア 民有林と国有林が一体となった森林づくり

民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、森林の整備・保全の推進、緑環境の整備による雇用対策、道民との協働の森林づくりの展開に向けた取組を実施する。

イ 森林環境教育の推進

森林の整備及び保全に当たっては、森林の持つ多面的機能の効用を享受している地域住民の理解が不可欠である。

このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供するなど、森林環境教育の推進を図る。

Ⅲ 別 表

別表 1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

単位 面積 : ha

区 分	水源かん養	山地災害防止	生活環境保全	保健文化	木材生産等	
総 数	175,950.62	(18.88) 103,521.60	724.39	87,923.04	59,140.22	
市町村別内訳	函 館 市	7.31	282.04	11.33	438.95	8.05
	北 斗 市	17,897.55	839.78	441.00	1,450.67	5,930.29
	福 島 町	6,421.70	4.15	—	2,177.17	1,422.92
	知 内 町	9,074.91	337.83	—	1,909.99	2,929.51
	木古内町	10,911.72	1,514.93	—	173.21	4,106.53
	七 飯 町	2,813.45	607.99	—	3,421.82	1,701.94
	鹿 部 町	—	1,582.58	—	1,582.58	—
	森 町	9,754.46	2,967.34	—	3,037.93	3,376.68
	八 雲 町	22,414.30	41,123.28	—	20,888.25	7,114.81
	長万部町	2,741.49	10,724.45	—	1,275.17	2,668.15
	江 差 町	2,316.34	1,469.98	86.80	2,555.14	272.89
	上ノ国町	10,596.23	5,324.70	—	1,673.50	5,206.79
	厚沢部町	20,232.12	4,650.42	26.65	7,827.71	8,743.39
	乙 部 町	8,819.61	823.28	—	2,815.21	2,499.04
	奥 尻 町	2,948.07	6,464.78	21.36	6,490.37	501.03
	今 金 町	26,725.44	2,481.98	8.21	9,615.88	5,498.58
せたな町	22,275.92	(18.88) 22,322.09	129.04	20,589.49	7,159.62	

注 1) 各森林の有する機能別の森林の所在(林小班)は、北海道森林管理局計画課に備えておく別冊のとおりである。

2) 森林の有する機能

ア 水源かん養機能

水資源を保持し濁水を緩和するとともに洪水流量等を調整する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂の崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能

エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

3) () 書きの数字は官行造林で内数である。

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積 : ha

区分	現況	計画期末	参考(現況)			
			水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	
面積	育成単層林	65,697	63,207	63,458	1,556	597
	育成複層林	7,294	9,783	6,933	338	19
	天然生林	170,439	170,439	121,457	48,713	263
森林蓄積 (m ³ /ha)		106	109			
林道整備率 (%)		49	53			

注1) 育成単層林とは、森林を構成する樹木の全部又は大部分を一度に伐採し、そのあとに一斉に植林を行うこと等により、年齢や高さのほぼ等しい樹木から構成されている森林。

2) 育成複層林とは、森林を構成する樹木を部分的に伐採し、その後に植林を行うこと等により、年齢や高さの異なる樹木から構成されている森林。

3) 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立した森林。

4) 現況については、平成21年3月31日現在の数値である。

5) 参考(現況)の合計は四捨五入のため必ずしも現況に一致しない。

6) 現況及び計画期末の数値については、無立木地は含まれていない。

別表3 伐採立木材積

単位 面積 : 千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,741	1,669	72	360	331	29	1,381	1,338	43

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,690	527

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) (2) 水土保持林、森林と人との共生林の区域

単位 面積 : ha

区分	水土保持林	森林と人との共生林	
総数	198,205.65	56,643.73	
市町村別内訳	函館市	2.22	435.19
	北斗市	16,276.88	1,602.23
	松前町	—	—
	福島町	4,713.29	1,717.45
	知内町	8,239.97	812.10
	木古内町	10,704.18	222.11
	七飯町	2,261.48	1,172.58
	鹿部町	—	1,583.29
	森町	7,971.83	3,407.38
	八雲町	36,038.63	13,975.36
	長万部町	11,680.17	918.22
	江差町	2,192.85	843.35
	上ノ国町	18,365.17	657.09
	厚沢部町	26,658.05	3,275.28
	乙部町	5,400.60	3,386.91
	奥尻町	5,029.79	1,468.16
今金町	19,098.00	7,725.39	
せたな町	23,572.54	13,441.64	

注 1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域(林小班)は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

(3) 伐採方法その他の施業を特定する必要のある森林の区域

該当無し

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長 : km、面積 : ha、材積 : m³

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考
				面積	材積		
					針葉樹	広葉樹	
自動車道 (基幹)	北斗市	上河汲沢林道	5.0	235	22,283	15,323	作業道格上げ
	小計	1路線	5.0	235	22,283	15,323	
	八雲町	夏路ふ化場線林道	1.0	297	37,785	5,140	作業道格上げ
		音名川林道	3.0	370	38,327	14,849	作業道格上げ
		南満河林道第一支線	7.0	268	24,358	9,547	作業道格上げ
		野田生中二股林道水車沢支線	2.0	242	16,123	10,572	作業道格上げ
		冷水林道	2.2	202	8,211	8,222	
	小計	5路線	15.2	1,379	124,804	48,330	

単位 延長：km、面積：ha、材積：m³

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考
				面積	材積		
					針葉樹	広葉樹	
自動車道 (基幹)	今金町	利別川林道	1.0	190	1,664	11,534	
	小計	1路線	1.0	190	1,664	11,534	
基幹計		7路線	21.2				
自動車道 (管理)	北斗市	上二股林道	2.0	64	2,107	3,020	作業道格上げ
	小計	1路線	2.0	64	2,107	3,020	
	福島町	澄川湯の里線林道川向支線	2.0	170	19,071	6,271	
	小計	1路線	2.0	170	19,071	6,271	
	知内町	東萊・出石線林道神馬支線	1.2	132	11,546	6,345	作業道格上げ
	小計	1路線	1.2	132	11,546	6,345	
	木古内町	中野・泉沢線林道三階滝支線	1.9	233	11,319	13,051	作業道格上げ
		弥七林道	5.3	224	13,581	15,511	作業道格上げ
		中野湯の沢線林道幸遠川支線	7.0	429	48,441	16,800	
		板谷堀林道	4.5	432	23,680	32,694	
	小計	4路線	18.7	1,318	97,021	78,056	
	七飯町	カリマ川林道第二支線	2.0	181	11,129	7,607	作業道格上げ
	小計	1路線	2.0	181	11,129	7,607	
	八雲町	釜別林道沼上の沢支線	3.0	275	13,887	12,128	作業道格上げ
		ペンケルベシュペ林道	3.0	435	27,673	21,060	
		サランベ川林道	6.0	465	40,480	14,103	
		野田生わらびの林道	2.0	311	14,599	15,823	
		野田生トンペー沢林道	2.0	492	17,629	14,831	
	小計	5路線	16.0	1,978	114,268	77,945	
	長万部	上国縫川林道	2.0	128	9,682	5,285	
	小計	1路線	2.0	128	9,682	5,285	
	上ノ国町	神明・中の沢線林道糠野越支線	3.4	473	35,310	24,391	作業道格上げ
		神明・中の沢線林道太鼓沢支線	4.5	570	35,207	20,339	作業道格上げ
		神明・中の沢線林道右股の沢支線峠越沢分線	1.0	321	21,842	25,006	
		中の沢林道第二支線	4.7	414	34,643	12,349	作業道格上げ
		上ノ国湯の沢林道	7.5	490	43,716	14,830	作業道格上げ
	小計	5路線	21.1	2,268	170,718	96,915	
	厚沢部町	大糠野林道次郎沢支線	3.7	337	26,845	18,767	
		天作・上ガロー線林道第一支線	2.0	181	10,706	5,678	
	小計	2路線	5.7	518	37,551	24,445	
	乙部町	栄浜林道女男の沢支線	3.4	359	22,380	9,863	作業道格上げ
小計	1路線	3.4	359	22,380	9,863		
せたな町	若松林道	6.0	313	20,699	18,569	作業道格上げ	
	馬場川林道	2.0	197	1,664	11,534	作業道格上げ	
	番の沢猪岱線林道	3.0	507	30,107	29,327		
小計	3路線	11.0	1,017	52,470	59,430		
管理計		25路線	85.1	8,133	547,943	375,182	
合計		32路線	106.3	9,937	696,694	450,369	

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	備考 (拡張の内容)
自動車道 (基幹)	北斗市	戸切地中山線林道	460	5	落石防止網
	小計	1 路線	460	5	
	八雲町	釜別林道	180	1	落石防止網
		野田生中二股林道	80	1	橋梁工
		下二股林道	40	1	橋梁工
		トワルベツルコツ線林道	40	1	橋梁工
	小計	4 路線	340	4	
	長万部	紋別川林道	80	1	溝渠工
	小計	1 路線	80	1	
	上ノ国町	中の沢林道	30	1	橋梁工
	小計	1 路線	30	1	
	今金町	種川下ハカイ線林道種川支線	60	1	橋梁工
		トマンケシ林道	40	1	溝渠工
		白石林道	120	1	落石防止網
	小計	3 路線	220	3	
	せたな町	真駒内川林道	180	1	落石防止網
金ヶ沢林道		80	1	溝渠工	
小計	2 路線	260	2		
基幹 計		1 2 路線	1,390	16	
自動車道 (管理)	北斗市	大野中二股林道	40	1	溝渠工
		大野二股鳥崎姫川線林道第一支線	40	1	溝渠工
	小計	2 路線	80	2	
	八雲町	ボンサックルトワルベツ支庁界線林道	40	1	溝渠工
	小計	1 路線	40	1	
	長万部	チプタウシナイ林道	60	1	落石防止網
	小計	1 路線	60	1	
	せたな町	ポン金ヶ沢林道	180	1	落石防止網
若松中の沢林道		40	1	溝渠工	
小計	2 路線	220	2		
管理 計		6 路線	400	6	
合計		1 8 路線	1,790	22	

別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在

該当無し

別表8 樹根及び表土の保全その他の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所在		面積	留意すべき事項	備考 (保安林の種類)
市町村	地区			
総数		(17.10) 244,352.42		
函館市	※市町村別の地区(林班)は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	428.59	地形、地質、土壌等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう特に林地保全に留意する。	土流
北斗市		17,862.04		水かん、土崩、その他
福島町		6,433.99		水かん、その他
知内町		9,053.33		水かん、その他
木古内町		10,913.24		水かん、その他
七飯町		3,446.50		水かん、土流
鹿部町		1,582.77		土流
森町		11,371.14		水かん、土流
八雲町		49,760.10		水かん、土流、土崩、その他
長万部町		12,578.97		水かん、土流、その他
江差町		3,040.33		水かん、土流、飛砂
上ノ国町		15,577.19		水かん、土流、土崩、干害、その他
厚沢部町		23,608.40		水かん、土流、防風、干害
乙部町		8,676.64		水かん、土流、干害
奥尻町		6,503.27		土流、土崩、防風、その他
今金町		26,494.49		水かん、土流、土崩、防風
せたな町	(17.10) 37,021.43	水かん、土流、土崩、飛砂、防風、干害、その他		

注 1) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「飛砂」は飛砂防備保安林、「干害」は、干害防備保安林、「防風」は、防風保安林、「その他」は砂防指定地である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

3) () 書きの数字は官行造林で内数である。

別表9 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当無し

別表10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
保安林総数（実面積）	244,191	
水源かん養のための保安林	143,627	
災害防備のための保安林	99,756	
保健、風致の保存等のための保安林	7,353	

注）総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しないことがある。

10-2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積

該当無し

10-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当無し

別表11 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

別表12 治山事業の数量

単位 地区

所在		治山事業 施工地区数	主な工種	備考
市町村	区域（林班）			
知内町	4081, 4083, 4087, 4088	4	溪間工、山腹工	
八雲町	1499	1	山腹工	
江差町	545	1	本数調整伐	
上ノ国町	2061, 2062, 2082, 2110, 2152, 2154, 2242, 2315, 2334, 2335, 2336, 2340, 2343, 2347	14	溪間工、本数調整伐	
奥尻町	2417～2420, 2430, 2450, 2452, 2456, 2457, 2460～2462, 2464, 2472～2474	16	溪間工、山腹工	
せたな町	1497	1	山腹工	
合計		37		

別表 13 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
保安林	水源 かん養	北斗市	17,852.44	※保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。		
		福島町	6,433.99			
		知内町	9,053.33			
		木古内町	10,909.01			
		七飯町	2,500.61			
		森町	8,388.24			
		八雲町	9,067.85			
		長万部町	1,820.08			
		江差町	2,052.15			
		上ノ国町	9,778.13			
		厚沢部町	18,775.99			
		乙部町	6,970.78			
		今金町	26,375.55			
		せたな町	13,528.23			
	小計	143,506.38				
	土砂流出 防備	函館市	282.04			
		七飯町	609.22			
		鹿部町	1,582.77			
		森町	2,982.90			
		八雲町	40,668.77			
		長万部町	10,758.89			
		江差町	901.38			
		上ノ国町	5,305.04			
		厚沢部町	4,663.80			
		乙部町	823.28			
		奥尻町	6,305.58			
		今金町	6.53			
	せたな町	21,352.20				
	小計	96,242.40				
	土砂崩壊 防備	北斗市	7.84			
		八雲町	20.96			
		上ノ国町	27.72			
		奥尻町	175.07			
今金町		102.25				
せたな町		947.52				
小計	1,281.36					
飛砂防備	江差町	86.80				
	せたな町	81.75				
小計	168.55					
防風	奥尻町	21.24				
	厚沢部町	26.65				
	今金町	10.16				
	せたな町	48.21				
小計	106.26					

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
保安林	干害防備	上ノ国町	453.77	※保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。		
		厚沢部町	141.96			
		乙部町	882.58			
		せたな町	712.02			
	小計		2,190.33			
	保健	函館市 北斗市 福島町 知内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 今金町 せたな町	(282.04)			
			146.55			
			(36.71)			
			(615.01)			
			(25.24)			
			(609.22)			
			(1,582.77)			
			(920.43)			
			(247.25)			
			(225.60)			
			(347.91)			
			(584.95)			
			(181.01)			
			(394.32)			
	(478.47)					
	小計		336.06			
	小計		(6,530.93)			
	風致	函館市	482.61			
七飯町		(1.80)				
小計		336.67				
小計		(1.80)				
計		336.67				
計		(6,532.73)				
計		244,314.56				
砂防指定地	北斗市 福島町 知内町 木古内町 八雲町 長万部町 上ノ国町 奥尻町 せたな町	(25.57)	択伐、禁伐			
		1.76				
		(4.22)				
		(2.77)				
		(28.92)				
		4.23				
		(37.74)				
		2.52				
		(8.08)				
		(2.89)				
12.53						
(7.02)						
1.38						
(15.01)						
15.44						
計		(132.22)				
計		37.86				

※森林の区域
(林班)は、
北海道森林管
理局計画課に
備え置く別冊
のとおりであ
る。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
国定公園	特別保護 地区	七飯町	(47.19)	※11(1)ウの表に よる		大沼国定公園
		鹿部町	0.31			
		森町	(97.27)			
	小計		(51.33)			
	小計		(195.79)			
	第一種 特別地域	七飯町	(573.33)			
		鹿部町	0.55			
		森町	(1,485.50)			
	小計		0.52			
	小計		(573.80)			
	第二種 特別地域	七飯町	(2,632.63)			
		森町	3.53			
	小計		(325.37)			
小計		2.62				
小計		(325.37)				
小計		2.62				
第三種 特別地域	七飯町	(214.84)				
	森町	12.61				
小計		(502.13)				
小計		5.83				
小計		(716.97)				
小計		18.44				
計		(3,870.76)				
計		24.90				
道立自然公園	第一種 特別地域	函館市	(250.91)	※11(1)ウの表に よる		狩場 恵山 檜山 道立 自然 公園 道立 自然 公園 道立 自然 公園
		せたな町	5.62			
	小計		(3,175.44)			
	小計		5.62			
	第二種 特別地域	奥尻町	(352.30)			
		せたな町	16.69			
	小計		(1,280.46)			
	小計		4.63			
	小計		(1,632.76)			
	小計		21.32			
第三種 特別地域	函館市	(175.88)				
	せたな町	0.98				
小計		(4,000.20)				
小計		24.29				
小計		(4,176.08)				
小計		25.27				
計		(9,235.19)				
計		52.21				

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区 域		伐 採 方 法	その他		
鳥獣保護区 特別保護地区	知内町	※森林の区域 (林班)は、 北海道森林管 理局計画課に 備え置く別冊 のとおりであ る。	(28.71)	※11(1)オの表に よる			
	森町		(36.28)				
	八雲町		(30.01)				
	長万部町		(53.01)				
	江差町		0.83				
	今金町		(98.61)				
	せたな町		(58.78)				
	(89.65)						
計			(395.05)				
			1.18				
史跡名勝 天然記念物	江差町		(498.60)	※11(1)エの表に よる			
	厚沢部町		(320.11)				
計			(818.71)				

注) () 書きの数値は重複制限林で外書きである。